

役員等の報酬等に関する規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人千珠会（以下「この法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員（事務局員を除く）を併せて役員等という。
- （2）報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財務上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

2 理事において、使用者としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

2 理事において、施設、法人事務局の職を兼務する者には、給与規定を適用し、前項は適用しない。ただし、職員給与に加え役員兼任手当として次のとおり支給する。

月額 10,000円

（報酬等の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の記入機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支給する。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費として通勤手当を現金で支給し、その計算方法は次のとおりとする。

(1) 第4条第1項の役員等については、各役員等の自宅から会議開催場所までの距離をJrjdhマップなどで算出したうえで次の額を支給する。

～10km(片道)	10km～30km(片道)	30km～(片道)
1,000円	2,000円	実費(往復距離×18円/km)

(2) 公共機関等車輛以外を利用しての各会議出席、法人業務へ携わったときは、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

4 理事において、施設、法人事務局の職を兼務する者には、旅費規程を適用し、前項は適用しない。

第4章 附 則

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月26日(定時評議員会の議決日)から執行する。